## 高額介護（介護予防）サービス費の見直しが行われます

令和３年度介護保険制度改正に伴い、現行の現役並み所得相当の方の区分を細分化し、新たな限度額を認定します。

**令和３年８月からの自己負担限度額（月額）　※赤字が変更箇所です**

| 利用者負担段階区分 | 上限額（世帯合計） |
|---|---|
| **●年収約 1,160 万円以上** | **140,100 円** |
| **●年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満** | **93,000 円** |
| **●年収 383 万円以上約 770 万円未満** | **44,400 円** |
| ●一般 | 44,400 円 |
| ●住民税世帯非課税等 | 24,600 円 |
| 　●合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者<br>　●老齢福祉年金の受給者 | 15,000 円 |
| ●生活保護の受給者<br>●利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない者 | 15,000 円 |

お問い合わせ先　肝付町役場　福祉課　介護保険係　☎ 0994(65)8413

## 強引な「電話勧誘販売」にご注意下さい!!

### ■電話勧誘販売とは

販売業者等が消費者の自宅、勤務先、携帯電話に不意打ち的に電話をかけ、商品の販売やサービスの提供を勧誘し、契約させる販売方法です。勧誘されている商品や量・品質など、自分の目で確認できない為、多くのトラブルが発生しています。

突然、「カニは好きですか？」と電話があり、
「はい」と答えたらカニなど海産物が送られてきた。

突然「有名作家の掛け軸が出来上がりました。自宅に掛けると幸運が舞い込みます。このような貴重なものは２度と出てきません。ぜひ、買って家宝にしてください」と電話があった。「年金暮らしでお金がない。買えない」と言ったが、しつこい勧誘で断り切れなかった。

断るのに、理由はいりません。あいまいな返事は避け「いりません！」とはっきり、きっぱり断りましょう。

### ■おかしいと感じたらまず落ち着いて

●一方的に商品が送られてきた場合は、送り主の会社名、連絡先などをメモし、受取拒否しましょう。
●電話勧誘販売は訪問販売と同様、不意打ち性のある取引なのでクーリング・オフができます。
※電話を常に留守番電話にセットしておくのもトラブル未然防止方法の一つです。

### ■クーリング・オフの方法や困ったな、おかしいなと思った時はお早めにご相談ください。

消費生活相談窓口（内之浦総合支所　産業創出課内）　☎ 0994(67)2116
消費者ホットライン　☎ 188（土・日・祝日は県・又は国の相談センターにつながります）

## マイナンバー申請・更新・交付(受取)のため休日窓口を開設します

| | |
|---|---|
| 期　間 | ７月 31 日（土） |
| 時　間 | ９時～ 12 時、13 時～ 17 時 |
| 場　所 | 肝付町役場本庁、内之浦総合支所 |

お問い合わせ先
肝付町役場　住民課　戸籍住民係　☎ 0994(65)8411

身分証
としても
使えます